

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 7 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医事課

自宅療養又は宿泊療養中等の医師によるオンライン診療等について（周知）

オンライン診療の実施に際して遵守すべき事項については、これまでも、「オンライン診療の適切な実施に関する指針（以下「指針」という。）」においてお示ししているところである。

今般、新型コロナウイルスに感染した（感染の疑いがある場合を含む）又は濃厚接触者である医師が無症状であるなどにより自宅又は宿泊療養施設等において療養又は待機を行いながらオンライン診療を行うことができる場合の留意事項等について改めて下記のとおりお示しするので、内容を御了知の上、管内医療機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本取扱いについては、電話を用いた診療に関しても、オンライン診療に準じた取扱いとすることを申し添える。

記

オンライン診療を行う医師の所在については、すでに指針においてお示ししているところである。新型コロナウイルスに感染した（感染の疑いがある場合を含む）又は濃厚接触者である医師が無症状であるなどにより自宅又は宿泊療養施設等において療養又は待機を行いながらオンライン診療を行う場合については、医療機関に所属し、その所属を明らかにしていることや、患者の急病急変時

に適切に対応する体制を整えておくこと等、指針のⅤの２の（１）及び（２）について遵守のうえ、当該医師の自宅又は宿泊療養施設等において、医療提供施設又は患者の自宅等に所在する患者に対してオンライン診療を行うことは差し支えない。

（参考）「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成 30 年 3 月）（令和元年 7 月一部改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000534254.pdf>

以上